

第三者評価結果

事業所名：港南あひる保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針に基づき、「保育理念」「保育方針」「保育目標」に従って各年齢の発達を踏まえています。園長、主任で内容を検討して作成し、年度初めに全職員に説明しています。全体的な計画は保育姿勢、年齢ごとの養護、教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現)食育など具体的な内容を記載し、保護者、地域への支援、安全対策・事故防止など記載されています。年度末に園長、主任、クラス担任が集まって振り返りをしていますが、次年度への作成につなげる見直しとしては十分ではないと園は考えています。今後は保護者の理解を深めるために説明や配布、いつでも見ることができるところでの掲示などの方法を考えていくことが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育室は全クラスに床暖房があり、エアコンや扇風機、空気清浄機を設置して、室温、湿度を保持し、また換気をして、適切な状態に保たれています。どの部屋も陽当たり、風通しが良好です。寝具は定期的に布団乾燥をおこない、保育教材やおもちゃはガイドラインに沿って午睡中に消毒し、衛生的に管理されています。コーナー遊びができるようにおもちゃの棚や家具の配置に配慮し、季節や子ども達の発達に合わせ、絵本やおもちゃを随時変更し、環境を整えています。手洗い場やトイレは使いやすく、清潔に保たれています。保育室には子どもが落ち着ける隠れ家のようなスペースを設計して作ってありますが、現在はコロナ禍にあり、使っていません。子どもが落ち着ける、好きな場所を確保できるように、パーティションの利用や廊下のスペースも活用していますが、園は更に工夫していきたいと考えています。園内は整理整頓され、清潔に保たれ、心地よく過ごせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で発達状況や家庭環境を考慮した上で一人ひとりを尊重する保育をおこなっています。園長は常に子どもの姿をよく見るように、話をしっかり聞くように指導しています。表現する力が十分でない子どもには表情やしぐさ、視線から気持ちを汲み取り、寄り添い、言葉にして返したり、代弁しています。幼児においては自分の気持ちや考えを出しやすい雰囲気を作るように心掛けています。「声に出して笑うことを大事にする」を重点目標にあげているとおり、保育士は子どもたちに笑顔で応答的に関わり、寄り添い、思いを共感するよう努め、保育士同士も笑顔で対応しています。自己主張や自我の育ちについては、様々な欲求をまずは受け止め、気持ちを切り替えられる工夫をしています。保育士は子どもの年齢にあったわかりやすい言葉づかいで話し、大きな声やせかせか言葉は使わず、近づいて伝えたり、肯定的な言葉を使い、穏やかに子どもたちを待つよう努めています。更に家庭で過ごす時間も含めた1日の過ごし方について個人差を尊重し、家庭にも働きかけていくことが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように、工夫した動線が考えられ、保育士は援助したり、見守ったりしています。乳児クラスでは衣服や靴の着脱や脱いだ服のたたみ方など保育士はゆったりと一人ひとりに丁寧に関わって、子どもたちのやりたい気持ちを満足させ、「履けた！」など達成感を味わえるように見守ることを大事にしています。保護者と協力して子どもの育ちを支えられるようにクラス便りなどで取り組んでいる様子を伝え、基本的な生活習慣が身につくようにしています。食事時間も知らせながらも自分のペースで食べられるよう出来る限り待っています。幼児の後半には、自分から苦手なものを伝え、減らしてほしいと言えようような働きかけをしています。手洗い等の大切さは理解できるように説明して、自分たちで意識しておこなえるようにしています。更に一層、子どもの状況に応じた休息の取り方の配慮や家庭への働きかけがなされることが期待されます。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

指導計画や行事の取組は子ども主体になるよう子どもの姿や興味、関心に着目し、子どもの思いを反映するようにしています。乳児期から自分たちでおもちゃを選んで遊べるように保育環境を整えています。まず保育士との信頼関係を築くことを大事にしています。0歳児から「○○ちゃんと一緒にだね」と友だちを意識した声かけをし、保育士が仲立ちをして、ごっこ遊びなどを通して、友だちとの関係を築き、思いを言葉で伝えていけるようにしています。幼児になると完成させたブロックなどおもちゃを飾っておける期間の取り決めなどクラスで話し合いの機会を作り、自分たちでルールを決めています。劇遊びは好きな絵本を題材にして取り組んだり、毎日、散歩に行く中で近隣の公園地図を作成したり、協同する楽しさを体験できるようにしています。幼保小連携交流事業の取組で小学校との交流があります。散歩先の公園で、子どもたちは自然に触れ、伸び伸びと身体を動かして遊んでいます。園庭のプランターでは野菜を栽培しています。廃材や自然物など色々な素材で製作したり、リズムや楽器演奏などで自由な表現をしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1歳児クラスと合同のクラス運営をしています。広い部屋を食事と遊び・睡眠のスペースに分けて使っています。健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を意識しています。午前睡を取り入れることでしっかり昼食を取ることができています。1歳児とはロールスクリーンで仕切り、1歳児が午前睡の時間帯に食事をするので、食事や着換えは1対1で対応しています。保育士は子どもの欲求や要求に応答的な関わりをおこない、子どもが不安を感じないように丁寧で優しい声で話しかけ、子どもが安心感や心地よさを感じられるよう関わって愛着関係が築けるようにしています。抱き人形や木のママゴトセットや絵本などの他、身体を使って遊べる木製の遊具があり、活動や興味に合わせて遊べる環境になっています。保育士は布遊び、ふれあい遊びをしたりして子どもの遊びを豊かにしています。家庭とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

一人ひとりの遊びを大切に、自我の育ちを受け止めることを大切にしています。探索活動を通して子どもの興味や関心を広げ、子どもの発見や感じたことに保育士は気づいて、遊びが広がるような言葉掛けや様々な物を準備しています。基本的な生活習慣を身に付けやすいように、動線を考えています。保育士は一人遊びを大事にしなが、友だちとの関係が育まれるようにしています。友だちとの関わりを仲立ちする中で双方の意見をしっかりと聞き、気持ちを受け止めた上で何がいけなかったか、伝えるようにしています。発達年齢に合った玩具や絵本は自分で出し入れできるようになっており、ごっこ遊びができるようにパンダナや風呂敷、布製のやバッグや抱き人形など用意されています。おもちゃや絵本などは発達や興味に合わせて、入れ替えています。食事の様子を見に来た調理員と会話したり、散歩前後に事務職員と関わりがあります。保護者とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

3歳児では基本的な生活習慣が身につくように、また、1日の見通しが持てるように声掛けを工夫しています。自分の気持ちを自分なりの言葉で表現できるように見守り、仲立ちをしながら、興味のある遊びや活動を楽しめるようにしています。4・5歳児は合同クラスで活動しています。4歳児では生活習慣がほぼ身につけてきています。自分の力を発揮し、友だちとも楽しみながら活動や遊びに参加できるように、保育士は子どもの意見を肯定し、活動や遊びが発展するような声掛けをしています。5歳児では生活習慣が身に付き、見通しを持って生活しています。子どもたちが希望する公園へ行ったり、公園先での遊びを子どもたちの意見で決めたり、子どもたちで話し合っクラス内のルールを決めたりしています。日々の保育の様子はクラス前のドキュメンテーションで保護者に伝えています。更に指導計画に基づいておこなわれるそれぞれの発達や興味関心に沿った年齢別の保育の充実と、合同保育にあたって4・5歳児合同の指導計画の作成が期待されます。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

エレベーターがあり、保育室やトイレはバリアフリーになっています。港南福祉保健センターやよこはま港南地域療育センターと連携を図り、巡回訪問で具体的な助言をもらうなどして、個別の指導計画を作成しています。クラスの一員として活動できるようクラスの指導計画にも反映させています。配慮が必要な子どもの特性を周囲の子どもが理解できるように話し、子どもたちがみんなで楽しく遊ぶにはどうしたらいいか、どちらの気持ちも汲んで考えるようにしています。子どもたちは時間が経っても出来るのを見守ったり、手伝いが必要な手を貸しています。保護者とは連絡帳や面談などで連絡を密に取っています。障害のある子どもの保育について研修を受け、その内容、及び日常の子どもの様子、クラスの様子などは会議などで他の職員にも伝え、情報共有し、園全体で同じ対応ができるようにしています。また、保護者には重要事項説明書で取組を伝えていきます。今後は更に園全体でクラス運営を支えている応援体制ができることが期待されます。

【A10】 A-1-(2)-⑨
それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

全体的な計画の中にも「長時間にわたる保育」の項目をあげ、年間指導計画、月間指導計画に反映されています。0,1歳児は特に1日の流れを意識して一人ひとりの生活リズムに配慮して夕寝時間を確保したり、授乳する場合があります。朝夕の時間帯は合同にして異年齢で過ごす時間があります。保育士はゆったり関わることを心掛けています。子どもたちの体調を考慮して柔軟に保育内容の変更をしています。子どもたちが好きな遊びを楽しめるよう配慮しています。園庭に出て、思いっきり身体を使って遊んだり、じっくり室内遊びをしたり、動と静の時間を考え、また、部屋を区切ることで、年齢に応じたおもちゃや遊びの環境に配慮しています。18:30以降の延長保育利用の子どもには間食を提供しています。毎日のミーティングで情報共有をし、クラス毎の連絡ノートや全体の共有ノートで伝達事項を把握し、保護者に伝え漏れがないようにしています。

【A11】 A-1-(2)-⑩
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

<コメント>

5歳児の年間指導計画、月間指導計画に就学に向けての取組を反映させています。子どもたちが小学校以降の生活に見通しを持つことができるように、普段の生活や遊びの中で数字や文字、時計を取り入れたり、ハンカチティッシュの持参、第4期から午前睡をやめるなど就学に向けた取組をしています。幼保小連携交流事業で年長児は1・5年生と交流しています。運動会の予行練習の見学、お正月遊びの体験、校庭の畑のサツマイモや大根の収穫と一緒に、小学校に慣れ、就学に期待が持てるようにしています。今後、コロナ禍で途絶えていた近隣の保育園と公園で遊ぶ交流を再開する予定です。また、保育士が小学校の公開授業を見学する機会があるなど、相互に交流しています。懇談会で保護者には小学校以降の生活に見通しを持ってのように説明し、不安を取り除く機会にしています。保育所児童保育要録は横浜市の研修を受けて、作成しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①
子どもの健康管理を適切に行っている。

b

<コメント>

「衛生管理」「感染症対策」に関するマニュアルがあり、「健康管理」に関する手順書があります。毎日、子どもたちは家庭で検温し、乳児は連絡ノートに記入、幼児は登園時にクラスのボードに記入しています。保育士は子どもの様子を観察し、保護者と口頭でも健康状態の確認をしています。乳児は午前睡明けに検温して体調の把握をしています。保健計画を作成し、保育に取り入れています。ケガや体調不良の場合は細かく保護者に症状などを伝え、その後の受診や経過についても丁寧に様子を聞いています。予防接種の接種状況などはその都度家庭から知らせてもらっていますが、年度末には保護者に見てもらい確認、追記しています。園だよりやクラスだよりで保護者に健康に関する取組を伝えています。SIDS対策のため、顔色がわかるような明るさにロールカーテンを調整し、0歳児クラスは5分、1歳児は10分ごとに体位も含めて呼吸チェックし、記録しています。今後、保護者に向けてSIDSに関する情報提供をする予定です。

【A13】 A-1-(3)-②
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

嘱託医により、年に2回の健康診断と歯科健診をおこなっています。健診結果は口頭で、必要があれば書面で保護者に伝え、保育士も健康状態を把握周知しています。歯科健診の結果で受診が必要な保護者には所定の様式で知らせ、個別に声を掛けています。後期の歯科健診では歯科衛生士が幼児クラスにブラッシング指導をおこなっています。乳児には絵本や紙芝居などでわかりやすく、歯磨きの大切さや歯磨きの仕方を説明しています。現在はコロナ禍により、園内で歯磨きはおこなっていません。幼児クラスでは健康に過ごすためには「早寝早起き」の大切さやごはんをしっかり食べる事が大事なことを伝えています。

【A14】 A-1-(3)-③
アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により、子どもの状況に応じた適切な対応をし、医師により記入され保護者から提出された「アレルギー疾患生活管理表」を基にして、除去食を提供しています。保護者とは翌月のメニュー確認をしています。園内では毎日のミーティングで翌日のメニューの除去確認をし、アレルギー疾患の園児の給食は、名前のついた色の違うトレイに用意され、調理室内で確認、受け取りの担任と確認、クラスの担任間で再度確認して、専用のテーブルに配膳しています。除去食対応の保育士は他の保育士と違う白の割烹着をつけて食事の介助をしています。アレルギーについて年齢に応じてわかりやすく説明しています。栄養士は横浜市のおこなう食物アレルギーの研修に参加し、エビペンの使用法などは職員に伝えています。重要事項説明書などでアレルギー疾患や既往症について保護者に知らせています。子どもたちの既往症やアレルギー疾患などについては一覧表にし、いつでも確認できるように事務所と各クラスで保管しています。毎年一覧表は見直しをし、確認周知しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

どのクラスも落ち着いた雰囲気の中で食事をしています。幼児クラスの子どもたちは自分で食べられる量を申告して減らしてもらうなど無理なく食べられるように調整しています。食べられる食材が増えるように、保育士は「一口食べてみようか？」と声を掛けています。食事の終わりを時間で区切ることをせず、子どもが食べたい時はせかすことなく食べ終わるのを待っています。年齢、発達にあった「食育計画」があります。調理室は大きなガラス窓があり、調理の様子を見ることができ、食材や調理に興味関心や調理員に親しみが持てるようにしています。クッキングも調理室前のスペースを使っておこなっています。幼児クラスは夏野菜を栽培し、調理して食べたり、乳児クラスは野菜を触ったりしています。園だよりに「給食だより」を載せ、食材の豆知識や人気のレシピなど保護者向けにアドバイスを載せたり、幼児は献立表をひらがなで示したものをクラスに掲示して子どもの理解が深まるようにしています。クラスだよりなどで保護者へ食育に関する取組を伝えています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

栄養士2人で相談しながら毎日違う献立を立てています。季節を感じる旬の国産食材を利用し、食べやすい大きさや固さにするだけでなく、子どもは見た目で判断することが多いので、切り方を工夫して子どもたちが喜ぶような気配りをしたり、箸で掴みやすい工夫をしています。コロナ禍により、栄養士が保育室に向いて喫食状況を確認していませんが、毎日担任と話したり、給食会議などでも確認して、献立や調理の工夫に活かしています。離乳食では担任と連携を密に取り、子どもに合わせて丁寧に対応しています。行事の際にはアルミカップで個別に盛りつけた食材を大皿に盛りつけ、バイキングの楽しさを味わえるようにしたり、卒園の時には子どもたちがリクエストしたメニューを提供したりしています。郷土料理も取り入れ、季節や伝統の味を感じるようにしています。毎日の給食は写真にして掲示しています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b

<コメント>

乳児クラスの連絡帳は1日の生活の流れが園と家庭の連続性がわかる書式で、睡眠や食事、排泄などこまめに家庭と連絡を取っています。幼児クラスは連絡帳は使用していませんが、保護者からのメッセージや保護者に伝えたいことは引継ぎノートに記載したり、個人宛のウォールポケットに手紙を入れるなどして確実に伝えています。園だよりやクラスだよりの中に保育の意図やねらい、保育内容が記載されています。幼児クラスは保育室の前にその日の活動をドキュメンテーションで知らせています。年に2回の懇談会で保護者にはより丁寧に子どもの姿、保育の意図やねらいを伝え、成長を共有する時間を持っています。また、2歳児以上は2,3グループに分かれて保育参加として日常の保育の様子を見てもらっています。個人面談は4歳児の2月と5歳児の就学時健診前におこなわれています。保護者が希望すればいつでも面談をすることができますが、4,5歳児以外のクラスも年に1回は個人面談の時間を取り、家庭との緊密なやり取りが期待されます。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

登降園の際や連絡帳を用いて保護者とは日々コミュニケーションを取って、信頼関係を深めるように努め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。保護者の心配事や相談、意見を引き出せるよう、クラス担任だけでなく、園長や主任は顔を合わせた時に子どもの様子を伝えたり、話しやすい題材を選んで気軽に声を掛けています。保護者から相談がある場合は保護者の勤務形態を考慮した時間を選び、面談はプライベートに配慮した場所でおこなわれています。また、急な延長保育や土曜保育の希望などは柔軟に対応して、保護者の支援をおこなっています。保育士は保護者からの相談に栄養士などの専門職や園長から助言を受けられる体制があり、面談は園長が同席する場合もあります。相談によっては港南福祉保健センターなど他機関と連携しながら支援しています。職員間で同じ支援ができるよう、相談内容は必要に応じて引継ぎノートやミーティングノートに記録し、園全体で共有しています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>

「虐待防止・対応マニュアル」があります。保育士はチェックリストにしたがって、朝の受け入れ時の表情や日々着替え時に全身の確認をおこなったり、連絡帳の内容などで保護者や家庭の様子、子どもの姿に変化がないか、細やかに観察し、虐待の兆候がないかを配っています。保護者の様子によっては温かく声を掛け、子育ての大変さを認めて努力を労い、じっくり話を聞くことで保護者のストレスが軽減され、虐待予防できるよう努めています。無断欠席の場合は電話をして欠席の理由を確認しています。虐待が疑われる場合はすみやかに園内で共有し、職員全体で見守る体制があります。日頃から連携のある港南福祉保健センターや港南区こども家庭支援課と相談しながら早期対応ができるようにしています。港南区役所の虐待担当が実施している虐待防止出前講座を受講しています。園は勤務形態の違いがある職員を含む職員全員に定期的な研修を充実させていくことを課題と考えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 月間指導計画や保育日誌は振り返りを記入できる書式になっており、自己評価は意図した保育のねらいに対し、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載しています。毎日のクラス内の話し合いにより、保育計画の確認、見直しをおこなっています。クラスでその月の反省、課題を子どもの成長のためにどうしていくのがいいか、話し合い、振り返る時間を持ち、翌月の月間指導計画につなげています。保育士は実地研修をおこなったり、参加したりして、専門性の向上に努めています。各行事等においても自己評価や振り返りをおこなっています。また年間計画の期ごとに保育の振り返りを記載しています。保育士は振り返り会議を年度末におこない、自己評価を園全体の保育実践の自己評価につなげています。更にお互いのクラスの指導計画、保育内容を共有し、日頃から意見を交換し、学び合う姿勢や専門性の意識の向上を目指すことが期待されます。</p>	